

改正

平成 6 年 3 月 30 日 条例第11号

平成 9 年 3 月 31 日 条例第26号

平成10年 7 月 2 日 条例第38号

平成11年 9 月 20 日 条例第40号

平成12年 3 月 31 日 条例第64号

平成14年 9 月 20 日 条例第44号

平成17年12月15日 条例第75号

平成22年 3 月 25 日 条例第15号

平成23年 9 月 9 日 条例第34号

平成26年 3 月 25 日 条例第25号

平成30年12月20日 条例第77号

令和元年 9 月 13 日 条例第73号

令和 4 年 3 月 25 日 条例第18号

旭川市工業技術センター条例

(設置)

第 1 条 本市は、工業技術の向上を図り、もって、産業の振興発展に寄与するため、旭川市工業技術センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 センターの位置は、旭川市工業団地 3 条 2 丁目とする。

(事業)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 試験、検査及び測定
- (2) 技術開発及び共同研究
- (3) 技術指導及び新技術の導入促進
- (4) 講習会、研修会等の開催
- (5) 技術情報の収集及び提供
- (6) その他市長が必要と認める事業

(使用の承認)

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号の一に該当する場合は、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの管理運営上支障があるとき。
- (3) その他市長が使用を不適當と認めたとき。

3 市長は、管理運営上必要があると認めたときは、使用の承認に条件を付すことができる。

4 市長は、センターの管理運営上やむを得ない事由が生じた場合又は第4条第1項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第2項各号の一に該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

5 前項の場合において、使用者に損害が生じることがあっても市は、その責めを負わない。

(使用料等)

第5条 センターを使用する者は、別表1に定める使用料を納入しなければならない。

2 センターに試験、検査等を依頼する者は、別表2に定める手数料を納入しなければならない。

3 使用料及び手数料は、前納しなければならない。

4 市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料及び手数料を減額し、若しくは免除し、又は納期を別に定めることができる。

5 既に納入された使用料及び手数料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不能となったとき。
- (2) その他市長が特別の事由があると認めたとき。

(原状回復義務)

第6条 使用者は、センターの施設をき損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(運営委員会)

第7条 センターの運営等に関して市長の諮問に応ずるため、旭川市工業技術センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員12人をもって構成する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第11号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第26号）

1 この条例は、平成9年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に承認された使用に係る使用料及び試験、検査等に係る手数料については、この条例による改正後の旭川市工業技術センター条例別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年7月2日条例第38号）

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示に定める日から施行する。

附 則（平成11年9月20日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第64号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月20日条例第44号）

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成17年12月15日条例第75号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市工業技術センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表1及び別表2の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月25日条例第15号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月9日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月25日条例第25号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月20日条例第77号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月13日条例第73号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市工業技術センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表 1 及び別表 2 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月25日条例第18号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

（1） 部屋の使用料

時間区分 種別	午前 9 時～12 時	午後 13 時～17 時	夜間 18 時～21 時	全日 9 時～21 時
会議室	1, 170 円	1, 570 円	1, 170 円	3, 910 円
視聴覚室	2, 880	3, 850	2, 880	9, 610
実習試験室	2, 200	2, 930	2, 200	7, 330

備考

1 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分の使用料を合算した額とする。

2 暖房料については、市長が別に定める。

（2） 機器の使用料

機器名		1 時間当たりの金額（円）
材料試験機器	万能材料試験機	1, 880
	ショア硬さ試験機	630

	ロックウェル硬さ試験機	630
	ブリネル硬さ試験機	630
	微少硬さ計	700
	塩水噴霧試験機	780
	走査電子顕微鏡	1,700
	コンクリート圧縮試験機	1,260
	蛍光X線分析装置	2,850
非破壊 検査機 器	超音波探傷機	830
	磁気探傷機	610
	X線探傷機	610
測定・ 計測機 器	静ひずみ測定器	830
	動ひずみ測定器	830
	デジタル表面温度計	580
	デジタル放射温度計	600
	電磁膜厚計	610
	高周波膜厚計	600
	超音波厚さ計	630
	電子風速計	600
	ペーハーメーター	580
	粗さ測定器	830
	ハイトマチック	630
	デジタルマイクロスコープ	1,420
	ミックスドシグナルオシロスコープ	840
	3Dスキャナ	1,380
加工機 器	レーザ加工機	4,590
	旋盤	1,260
	フライス盤	1,300
	平面研削盤	1,260
	シャリングマシン	1,260

	コーナースャー	1,110
	プレスブレーキ	1,190
	アーク溶接機	820
	半自動アーク溶接機	780
	ワイヤカット放電加工機	1,680
	マシニングセンタ	1,690
	3Dプリンタ	1,490
	バンドソー	1,050
	TIG溶接機	890

(3) 備付物品の使用料

市長が別に定める備付物品を使用する場合の使用料は、規則で定める額とする。

別表 2

(1) 試験、検査等の手数料

項目		1件当たりの金額 (円)
材料試験	引張試験	2,040
	曲げ試験	2,330
	せん断試験	2,040
	圧縮試験	2,380
	破壊試験	2,900
	偏平試験	2,900
	荷重試験	2,900
	マクロ組織試験	3,410
	電子顕微鏡試験	6,020
測定・計測試験	寸法精度測定0.1mm以上	1,090
	寸法精度測定0.01mm以上	1,670
	粗さ測定	2,250
	膜厚試験	760

(2) 交付手数料

項目	1通当たりの金額 (円)
----	--------------

成績書謄本	460
-------	-----